

保育園のしおり

(重要事項説明書)



社会福祉法人 尚徳福社会

末長こぐま保育園

〒213-0013

神奈川県川崎市高津区末長 3-25-5

TEL : 044-948-6615

FAX : 044-948-6616

携帯 :

ホームページアドレス : <https://sfg21.com/suenaga/>

*** 目 次 ***

1. 事業者の運営主体
2. 施設の概要
3. 施設設備の概要
4. 園舎平面図
5. 尚徳福社会組織図
6. 保育理念・保育基本方針及び園目標
7. 園生活の手引き
 - (1) 保育時間について
 - (2) 登園時間について
 - (3) 送迎について
 - (4) 登降園時に行うことについて
 - (5) 休園日について
 - (6) 保育園からの連絡等について
 - (7) 主な年間行事について
 - (8) 保育提供（利用）の開始と終了について
8. 提供する教育・保育の内容
 - (1) 毎日の保育教育の流れ
 - (2) 全体的な計画
9. 保育料利用料について
 - (1) 給食費について
 - (2) 延長保育料について
 - (3) 利用料一覧
 - (4) 利用料の徴収方法について
10. 給食について
 - (1) 給食内容について
 - (2) 食物アレルギーの対応について
11. 健康診断・健康管理について
 - (1) 健康管理、病気のときの対応
12. 衛生について
13. 感染症対策について
14. 与薬について
15. 緊急時における対応
16. 非常災害時の対策
17. 賠償責任保険の加入状況
18. 苦情・相談窓口
19. 業務の質の評価について
20. 守秘義務および個人情報の取り扱いについて
21. 虐待の防止について
22. 午睡について

23. 障がい児保育について 24.
地域の育児支援について 25. 保護
者に用意していただくもの

- (1) 入園児にご用意いただくもの
- (2) 毎日持参いただくもの
- (3) 服装について
- (4) その他ご用意いただくもの

26. 保育園と保護者との連携

27. 様式

- (1) 同意書
- (2) 意見書（医師記入）
- (3) 登園届（保護者記入）

1. 事業者の運営主体

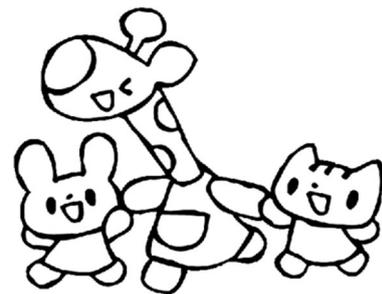
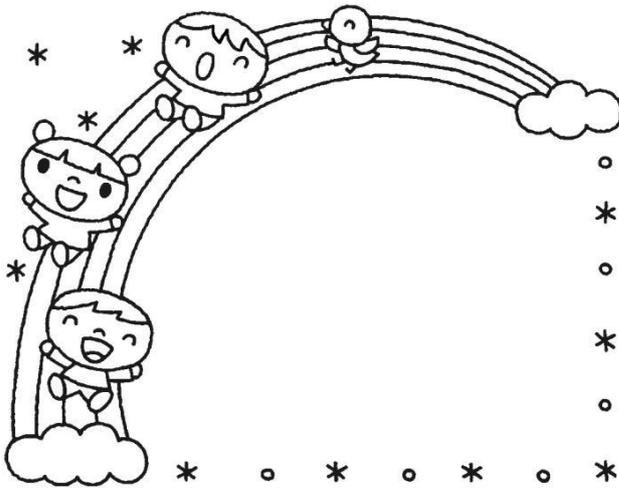
事業者の名称	社会福祉法人 尚徳福社会
事業者の所在地	〒683-0257 鳥取県米子市榎原 1889-6
事業者の電話番号・FAX	TEL 0859-26-5050 FAX 0859-30-2141
代表者氏名	理事長 谷本 要
定款の目的に定めた事業	病児保育事業の経営・保育所の経営・一時預かり事業の経営・ 介護老人保健施設の経営・老人福祉センターの経営・放課後児童健全育成事業の経営・小規模保育事業の経営・幼保連携型認定こども園の経営・地域子育て支援拠点事業の経営

2. 施設の概要

種 別	保育所						
名 称	社会福祉法人 尚徳福社会 末長こぐま保育園						
所 在 地	〒213-0013						
電 話 番 号	TEL 044-948-6615						
F A X	FAX 044-948-6616						
ホームページアドレス	http://sfg21.com/suenaga/						
メールアドレス	s-suenaga@bears999.com						
施設長氏名	辻 敦美						
開設年月日	2011年 4月 1日						
利用定員 90人 (年齢別)		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	組名	いちご	ばなな	めろん	うさぎ	そう	きりん
	人数	6人	14人	16人	18人	18人	18人
職員体制 (園児数によって 変動有) ※自治体の配置基準に準ずる数	施設長	1人(資格:保育士、幼稚園教諭) 保育園の管理運営を統括、苦情の解決にあたります					
	主任保育士	1人(資格:保育士、幼稚園教諭) 保育士を統括、園長の補佐、苦情を受け付けます					
	保育士	16人(常勤13人) 保育の提供、保護者への連絡などを行います					
	保育補助	3人 保育の提供などを行います					
	栄養士・調理員	2人(栄養士2人、調理補助3人) 栄養管理、献立表の作成、調理業務などを行います					
	看護師	2人 児童の保健衛生・健康管理などを行います					
	事務	1人 保育園全般に関する事務などを行います					
	勤務体制	シフト制					
取扱う保育事業	延長保育、障害児保育、一時保育						
事業所番号	1413051002297						

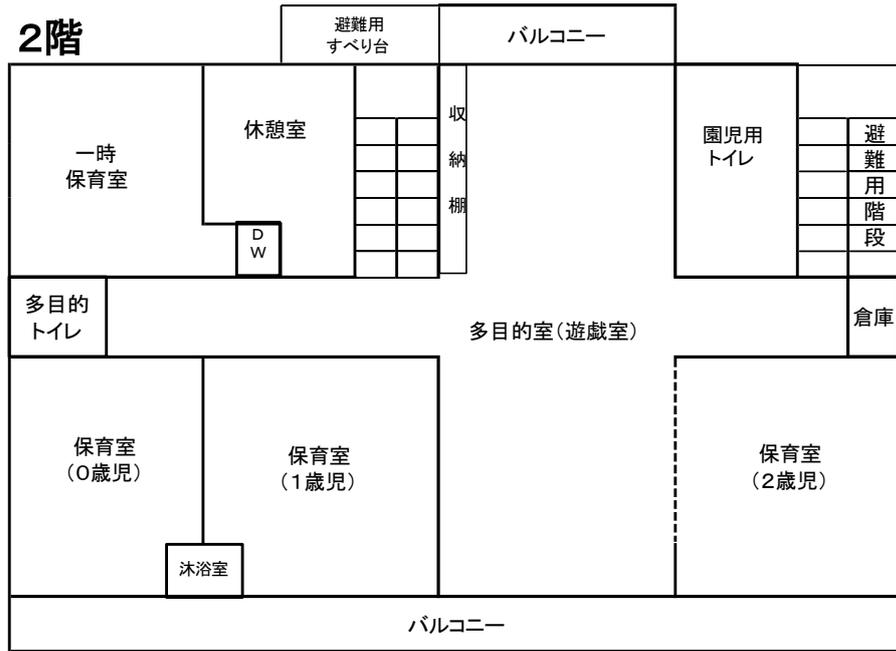
3. 施設・設備の概要

敷 地 面 積		1,019.83㎡	
園 舎	構 造	RC造 2階建て	
	延 床 面 積	736.12㎡	
施 設 設 備 の 数 と 面 積	乳 児 室	3室	103.85㎡
	保 育 室	3室	102.78㎡
	遊 戯 室	1室	93.32㎡
	調 理 室	1室	28.39㎡
	調 乳 室	1室	1.80㎡
	乳幼児用トイレ	1階 9個、2階 7個	- ㎡
	一 時 保 育 室	1室	25.20㎡
	事 務 室 (含 医 務 室)	1室	35.48㎡
	職 員 休 憩 室 兼 更 衣 室	1室	22.88㎡
設 備 の 種 類	冷暖房、固定遊具、防犯カメラ、ナンバーロック錠、110番直結非常通報装置、AED		
屋 外 遊 戯 場 (園 庭)	屋外遊戯場・ルーフバルコニー	273.49㎡	

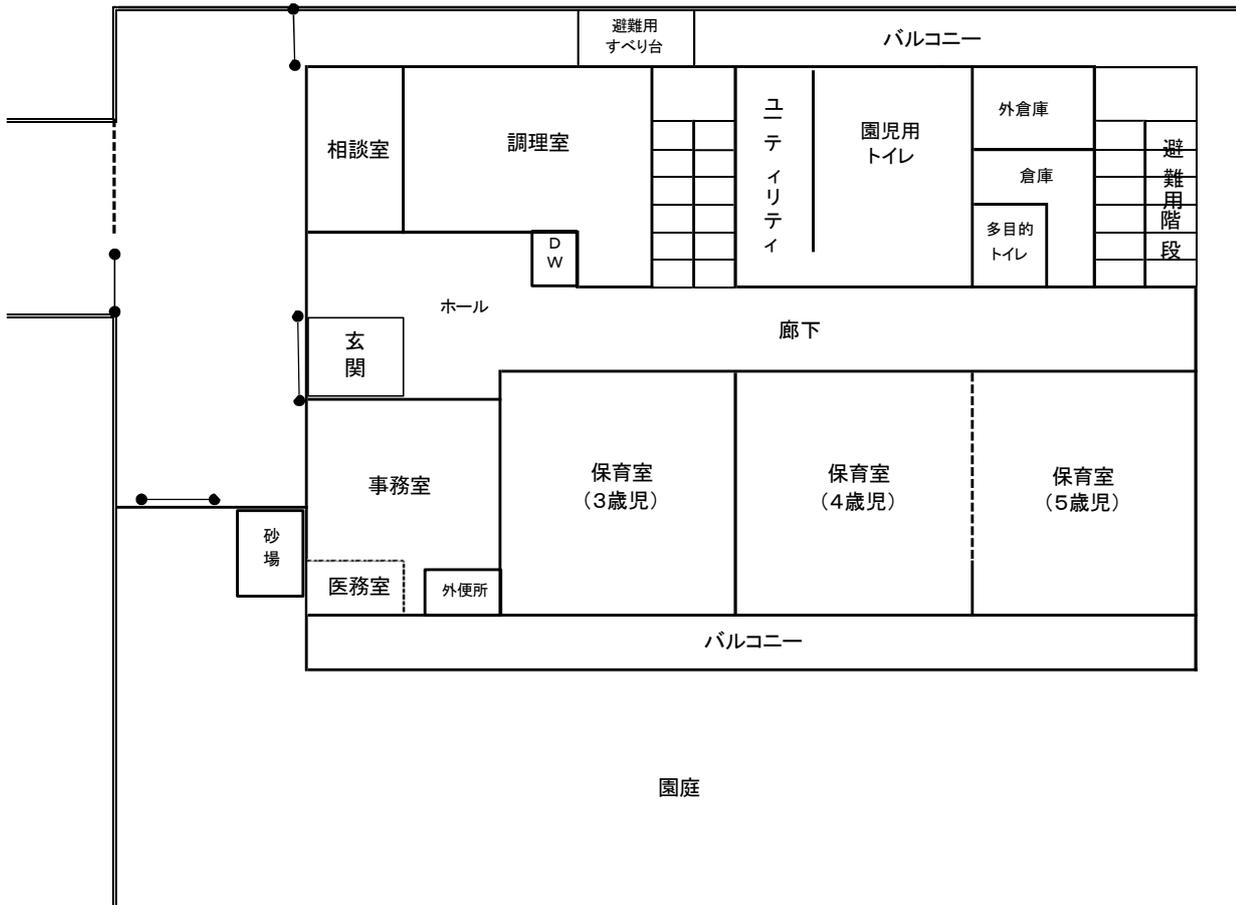


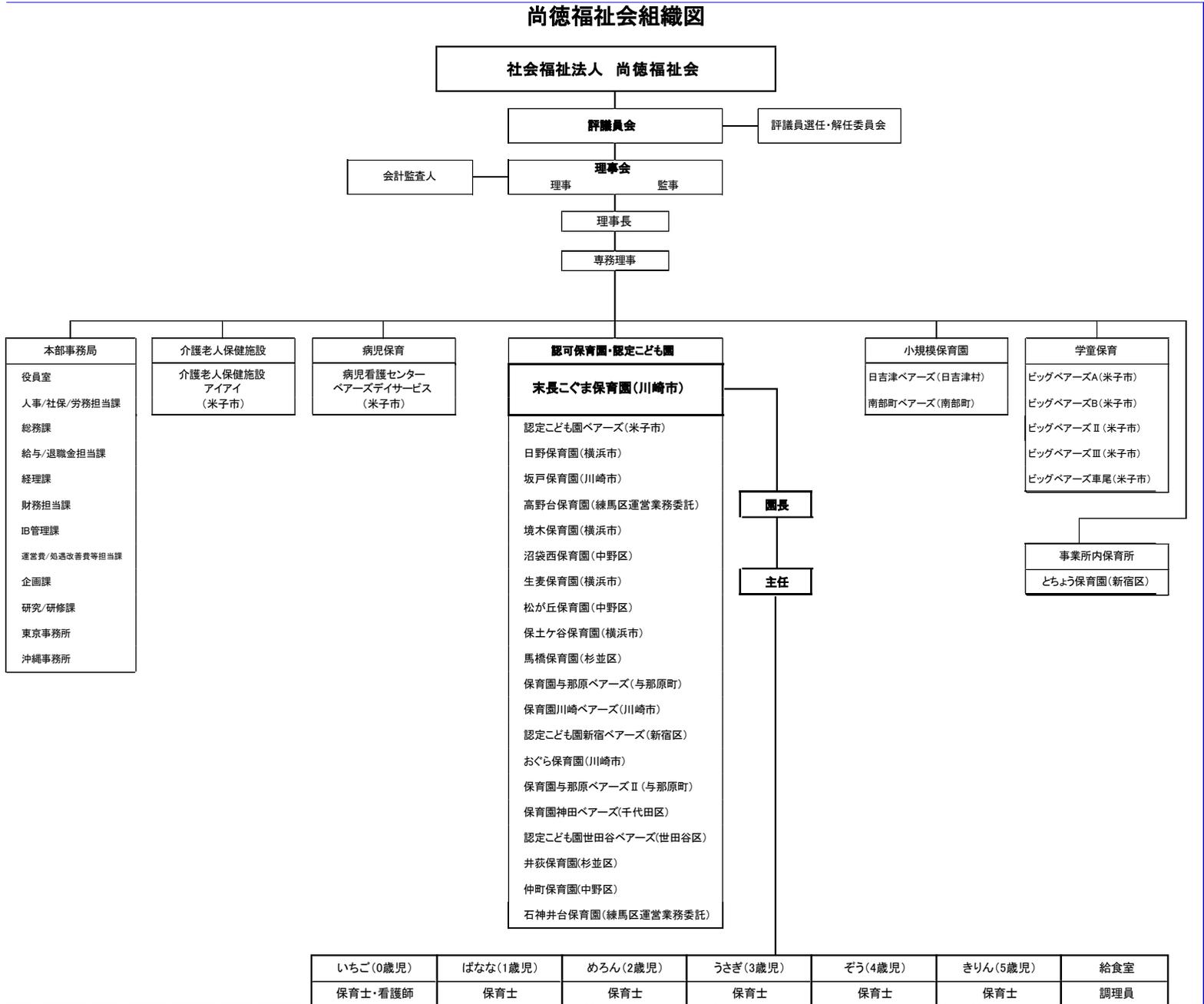
4. 園舎平面図

2階



1階



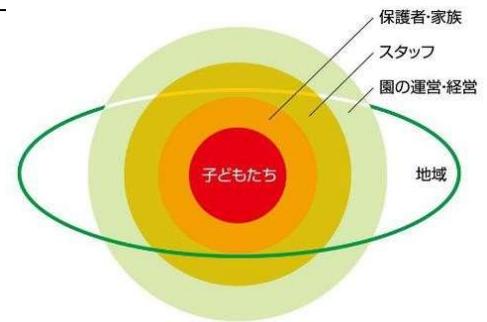


6. 保育理念・保育基本方針及び園目標

《社会福祉法人 尚徳福社会 末長こぐま保育園の運営理念》

〈子どもたちを中心として、関係するすべての人の最善の利益を追求し、生活の向上をはかり、社会全体の福祉の向上に寄与すること。〉

- 子どもたちが中心の、子どものための保育園
- すべての保護者・家族への支援ができる保育園
- 保育士等の職員を大切に、職員も育つ保育園
- 明朗で隠し事もなく情報公開を行い、安定した法人が運営・経営する保育園
- 第三者評価など外部の評価を積極的に活用し、地域と協働、共存できる保育園



（子どもの意向の尊重）

子どもたちの意向が最大限尊重されるよう努める。

（3P を大切に）

子どもたちのプライド、パーソナリティ、プライバシーを大切にした運営・経営に努める。

（育てる人の意向の尊重）

子どもたちを中心として、その家族・親族を含めた人々の意向もできる限り尊重する。

（誇りの持てる職場）

施設職員が意欲を持って働き、各個人の創意工夫が活かされ、誇りを持つことができるよう職場環境整備に努める。

（安全・安心）

子どもたち、家族・親族、職員が安心して利用し、働くことができるように健康管理、衛生管理および安全管理を徹底する。

（信頼は情報公開から）

利用者や地域社会から信頼され、永続的に安定して社会に貢献していくことが大切である。そのためには財務諸表等を整備し、財務状況の安定をはかり、情報を公開し、理解されるよう努める。

＜教育・保育方針＞

「子どもたちが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出すための力の基礎を培うために」環境を通して教育・保育を行う。

○大人との信頼関係をしっかり築き、一人一人を大切に、心身共に安定した生活を送れるようにする。

○ゆったりとした環境のもと、自然との触れあいを大事にしながら、友だちとの関わりの中であそぶ楽しさを味わい、ルールを覚え、意欲が育つようにする。

<全体的な計画・指導計画>

○全体的な計画は、「10の姿」を念頭に年齢ごとに途切れることなく、継続性を大切に作成する。

○年度末には、年齢ごとに評価を行い、次年度に向けて伝達、申し送りをする。

また、子どもたち一人一人の成長発達を把握した上で作成していく。年齢ごとの園児集団としての評価と日々成長・発達していく子どもたちであることをよく理解して、PDCAサイクルを実行しながらより良い計画となっていくように努める。

<教育・保育目標>

「子どもは豊かに伸びていく可能性を秘めており、現在を最もよく生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培う」ことが保育の目標である。

○心身ともに健全で安定した生活を保つことができるように、配慮された環境、雰囲気を整備し、子どもたちが自らの様々な欲求を適切に満たす。

○子どもたちが、自ら考え、判断し、主張し、行動できるように、ハード面でも、ソフト面でも保育環境を整える。

○社会生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培う。

○集団生活の中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にすることを育て、自主自立、協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培う。

○自然や社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の基礎を培う。

○生活の中で、言葉への興味や関心を育て、表現する力、表現する喜び、人の話を聞き理解する態度を養う。

○世代や地域を広げた人との交わりの中で、多くの体験を通して、豊かな感性を育て、考える喜び、作る喜びを体験させる。

子どもたちが安全で、安心して過ごせる場所、これが子どもたちとの最低限の約束と考えています。

その上で子どもたちが自分で考え、判断し、行動していけるように支えていきます。

7. 園生活の手引き

(1) 保育時間について

- ア) ・開園時間は7:00~20:00です。18:01~20:00までは延長保育となります。
- ・職員はシフト制で保育にあたります。
 - ・保育短時間認定の方の保育時間は、8:30~16:30です。(8時間)
 - ・保育標準時間認定の方の保育時間は、7:00~18:00です。(11時間)
 - ・それぞれの保育時間を超えて保育園を利用される場合は延長保育(有料)になります。
 - ・延長保育は別途申請が必要となります。
 - ・お子様の人数に合わせた人員配置をとっているため、お申し出されている時間を変更される場合はお知らせください。
- イ) ・延長保育のご利用についての詳しい内容は『9. 利用料について』をご覧ください。
- 急用で早く登園する場合や、お迎えが予定時間を過ぎる場合または、保護者以外の方がお迎えする場合は必ずご連絡ください。
- ・出張などで勤務先から離れる時、仕事がお休みの時などは連絡先を必ずお知らせください。

(2) 登園時間について

- ア) 欠席又は登園が登園予定時間を過ぎる場合は、電話連絡をしてください。
- イ) 登園時には必ず職員に声をかけ、お子さんの健康状態をお伝えください。
- ウ) 病気や怪我の場合は、症状を詳しくお知らせください。
- エ) 緊急連絡先が変わる場合には、その都度連絡先をお知らせください。

※登園予定時間を過ぎてもご連絡がない場合は、園児の安全確認のためご連絡させていただきます。

(3) 送迎について

- ア) 原則として事前に決められた方が送迎を行ってください。
- イ) 連絡ノートのお迎えにチェックが入っていない方が来られる際には、事前にご連絡ください。
尚、連絡がない場合は、お引き渡しできないこともあります。(一旦保護者の方に連絡を入れて確認をとる場合がございますので、ご理解ください。)
- ウ) 18歳以下の方のみの送迎はできません。
- エ) セキュリティーの解除は大人が行って下さい。(お子さんには教えてはいけません。)
- オ) 車での送迎は原則ご遠慮ください。

(4) 登降園時に行うことについて

- ア) 降園予定時間を毎日、連絡ノートにご記入ください。
- イ) ナンバーキーの設置により、各自ナンバーを押しての出入りとなります。ナンバーについては、安全のため不定期に変更いたします。変更の際は前もってお知らせいたします。(防犯のため施錠を原則といたします。) ナンバーを忘れた場合は、門扉横のインターフォンでお知らせください。
- ウ) 毎日、登降園時に大人の方が『とうえんちゃん』にICカードをタッチしてください。
- エ) 登降園の際は、お子さんを黙っておいていたり、連れて帰ったりせず、必ず職員に声をかけてください。職員の方でも登降園時間の確認をしています。
- オ) 自転車を利用される方は、出入りの妨げにならないよう安全面に十分気をつけてください。
- カ) 子どもの安全のために、門扉の鍵は、忘れずに大人がかけてください。
- キ) 駐車場など車の往来が激しい場所では、お子さんが飛び出さないように、手をしっかり握ってください。

(5) 休園日について

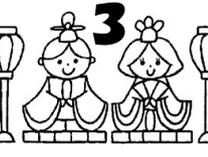
- ア) 日曜・国民の祝日に関する法律に規定する休日
- イ) 年末年始(12/29~1/3)

(6) 保育園からの連絡等について

- ア) 年間の行事等については「年間計画表」、月の予定については「園だより」をご覧ください。また、ほけんだより・給食だよりも随時発行しますので参考にしてください。
- イ) 連絡ノートは全園児分保育園で用意しますので、ご利用ください。連絡事項などは毎日目を通し確認の上、記入しお持ちください。保育園からは確認印だけの場合もありますがご了承ください。できるだけ口頭での連絡等をしたいと思っております。
- ウ) 事務所前の掲示板も日々ご確認いただきますようお願いいたします。

(7) 主な年間行事について

保育園では、日常の保育を通して各種行事を行っています。それぞれの年齢や成長発達にふさわしい活動で、楽しく意欲的に参加でき、生活体験が豊かなものになるように配慮して実施しています。また、行事を通して日常の園生活に変化と潤いを持たせたいと考えています。

 <p>ご入園・ご進級</p>	 <p>懇談会・サッカー教室</p>	 <p>水遊び開き</p>	 <p>七夕・夏まつり</p>
 <p>水遊び</p>	 <p>芋ほり遠足</p>	 <p>運動会</p>	 <p>移動動物園 バス遠足</p>
 <p>音楽会 魚の解体ショー</p>	 <p>親子であそぼうふれあい会 交通安全教室</p>	 <p>節分・生活発表会</p>	 <p>卒園式・お別れ遠足 お楽しみ会</p>
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・誕生会 : 月1回 (第4木曜日) ・避難訓練 : 月1回 ・内科検診 (年3回~6回) ・歯科検診 (年1回) ・身体測定 : 月1回 		

* 上記の年間行事は実施月が変更になる場合があります。

* クラス懇談会・個人面談も行います。日程等については随時お知らせします。

* 保育参加・参観 (随時受付) ※保育参加に来られる方は事前にお伝えください。

(8) 保育提供 (利用) の開始と終了について

《開始》支給認定を受け、高津区の利用調整に基づき当園に入所決定された後に、保育の提供を開始します。

《終了》利用する子どもまたはその保護者が次に掲げる状況に該当するときは、保育の提供を終了します。

- ・小学校に就学したとき。
- ・保育の必要性の事由に該当しなくなったとき。
- ・保護者より退園又は転園の申し出があったとき。

[退園又は転園の手続き]

- ・登園を退園又は転園するときは、原則として1か月前までに園長に対し退所届を提出するものとします。

8. 提供する教育・保育の内容

児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針及び保育課程に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供します。

養護の行き届いた環境の中で、子どもたちが自発的に学び取り組むことができるよう支援をします。各年齢の発達特性を踏まえ、一人一人の個人差を理解し、子どもたちのやりたい気持ちを支えます。

(1) 毎日の保育教育の流れ

保育 [短時間]	保育 [標準時間]	年齢 時間	1、2歳児	3歳以上児
時間延長 サービス		7:00	・ 順次登園 視診、問診、家族との連絡	・ 順次登園 視診、問診、家族との連絡
		8:30	・ 遊び ・ おむつ交換・トイレ (一人一人に必要なとき)	・ 遊び
保育 短時間	保育 標準時間	9:00	・ 午前おやつ	
		9:30	・ 遊び 	
		10:30		
		11:00	・ 食事	
		11:30		・ 食事
		12:00	・ 午睡	
		12:30		
		13:00		・ 午睡
		14:00		
		14:30	・ 目覚め	
15:00	・ おやつ			
15:30	・ 遊び			
時間延長 サービス	時間延長 サービス	16:30	・ 順次降園	・ 順次降園
		18:01		
		18:31	・ 間食/夕食 ・ 遊び	・ 間食/夕食 ・ 遊び
		20:00	・ 保育終了	・ 保育終了

*一年を通して、子どもたちの個人差・年齢・活動内容・時期により、多少の時間差があります。これは基本的な生活の時間です。

(2) 全体的な計画

保育の方針や目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえて、保育の内容が組織的、計画的に構成され保育所の生活全体を通して、総合的に展開されるよう、【全体的な計画】を作成しています。

【全体的な計画】に基づき、具体的な保育が適切に展開されるよう、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画とそれに関連しながら、より具体的な子どもの日々の生活に即した短期的な指導計画を作成しています。

クラス	ねらい
0 歳 児	<ul style="list-style-type: none">生活リズムを整え、安定して過ごす。あやし遊び、ふれあい遊びを十分に楽しみ、大人との信頼関係を築く。探索活動を通して、身の回りの事象に興味、関心が育つ。
1 歳 児	<ul style="list-style-type: none">身の回りのことに興味を持ち、保育者と一緒にやってみようとする。安心できる保育者のもとで好きな遊びや探索活動を十分に楽しむ。
2 歳 児	<ul style="list-style-type: none">保育者と一緒に全身を使う遊びや、見立てつもり遊びを十分に楽しむ。保育者との安定した関わりの中で自分でやりたいという気持ちが育つ。
3 歳 児	<ul style="list-style-type: none">生活に必要な基本的習慣を身につける。自分の思いや感じたことを表現し、友だちとの関わりを広げて楽しく過ごす。
4 歳 児	<ul style="list-style-type: none">自分でできる事に喜びを持ち、生活に必要な生活習慣が身につく。感じたこと想像したことを色々な方法で表現し合い、友だちと遊ぶ楽しさを十分に味わう。
5 歳 児	<ul style="list-style-type: none">友だちと互いに認め合いながら生活していく中で人を思いやる気持ちが育つ。就学に向けて自分で考える力、行動する力を身につける。友だちと共通の目標に向かって様々な行動や活動に意欲的に取り組む。

※3・4・5歳児は、月に2回程度、保育の中で「英語で遊ぼう」を行っています。シェーンコーポレーションの講師を招き、外国人と触れ合うことと、英語の母音を聞き取る力を保ったまま成長していくことの2つを目的としています。

9. 保育料・利用料について

(1) 給食費について

主食費は月額 1,100 円、副食費は月額 4,500 円となっています。

主食費、副食費を合わせて給食費として保育園で徴収いたします。

給食費は、3 歳児～5 歳児の園児のみです。

給食費 5,600 円/月額 (日割り計算はできません)

(2) 延長保育料について

延長保育とは、設定された保育時間を超えてお子さまをお預かりする事業です。延長保育を希望される場合には、申請書の提出をお願いいたします。延長保育の利用には下表のように料金が発生します。時間になりましたら間食・夕食を提供いたします。なお、間食・夕食が不要な方は事前にご相談下さい。

← 延長 →	8 : 30	短時間保育短時間 (8時間)	16 : 30	← 延長 →
7 : 00	標準保育標準時間 (11時間)		18 : 00	← 延長 →
7 : 00	開所時間			20 : 00

※延長：利用料が発生。土曜日についても平日と同様とします

- 「保育短時間」のお子さんは、保育時間 (8 時間) を超える前後の時間帯、「保育標準時間」のお子さんは、保育時間 (11 時間) を超える前後の時間帯を利用する場合は、延長保育となります。延長保育は有料となり、延長保育を利用する予定の方は、保育園に事前に申込書を提出することで利用できます。延長保育の詳細と利用料金は、一覧表を参照してください。
- 急用で早く登園する場合、お迎えが予定時間を過ぎる場合、お迎えの方が変更になる場合は、必ずご連絡ください。延長保育にかかる場合には別途費用がかかります。延長保育申し込み以外の方が時間を過ぎた場合は「延長保育利用申請書」をご提出いただきます。

(月単位での利用)

実施時間	保育短時間 (8 時間)	朝	7 : 00～8 : 29 (30 分単位)
	保育短時間 (8 時間)	夕	16 : 31～20 : 00 (30 分単位)
	保育標準時間 (11 時間)	夕	18 : 31～20 : 00 (30 分単位)
利用登録	<ul style="list-style-type: none"> ご利用は、原則事前登録制です。 ご利用月の前月 25 日までに保育園に延長保育利用申請書を提出してください。(申請書は保育園にあります。) 		
利用料	1 か月利用	1,000 円/30 分	(階層減免があります)
補食代	1 か月利用	1,500 円	
夕食代	1 回	400 円	上限 6,000 円/月
徴収方法	2 か月分月末締め、翌々月口座振替又はキャッシュレス決済・現金徴収		

*当面はこの『延長保育について』に沿って実施いたしますが、利用状況の変化等により検討し、変更もあり得ることをご承知ください。

※急病、事故、地震、公共の交通機関の遅延（遅延証明をお持ちください）など、不可抗力により延長保育を利用する必要が生じた場合は無料とします

(3) 利用料一覧

保育料 (利用者負担)	保護者が居住する市町村が定める利用料
延長保育料	30分あたり1,000円 *生活保護世帯と市民税非課税世帯は免除
主食代	月額 1,100 円
副食代	月額 4,500 円 *非課税世帯、市民税所得割相当額57,700円未満(ひとり親等は77,100円以下)世帯、第3子以降(第1子・第2子ともに利用児童)は徴収を免除します。なお、副食費の免除対象者には市からお知らせします。
補食代	午後6時31分以降の延長利用の方 月額 1,500 円
その他の料金 (希望者のみ)	連絡ノートカバー 1冊 550円 業者の価格に伴い変更あり DVD代など

(4) 利用料の徴収方法について

- ア) 利用料請求額のご案内は支払月前月にお渡しします。
 イ) 利用料のお支払い方法は、口座振替、キャッシュレス決済、現金があります。
 ウ) 主食、副食費、補食、夕食は月単位の金額になりますので、利用回数での日割り計算はできません。

お支払い方法	
口座振替の場合	2 か月分月末締め、翌々月口座振替 <例> 4、5月利用分→合計金額を7月に口座引落
キャッシュレス決済 の場合	2 か月分月末締め、翌々月事務所にて決済 クレジットカード、交通系 IC カード、QR コード決済  <例> 4、5月利用分→合計金額を7月に事務所にてお支払い
現金の場合	2 か月分月末締め、翌々月現金での支払い <例> 4、5月利用分→合計金額を7月に事務所にてお支払い

※口座振替の締切りと手数料負担軽減の目的で、2 か月分まとめて2か月後に請求させていただきます。途中退園された方についても同様です。

10. 給食について

(1) 給食内容について

給食は、お子さんの健全な発育及び健康の維持・増進の基盤であるとともに、「おいしい」「たのしい」という情緒的機能や、食事を大切にする考え方を教えるなどの教育的な意義があります。

	おやつ	給食		おやつ	保育園での摂取割合（一日の摂取カロリー）	備考
		主食	副食			
0歳	○	○	○	○	50% (1,050kcal)	月齢に応じた離乳食をご用意します。 0、1、2歳児は完全給食です。
1歳	○	○	○	○		
2歳	○	○	○	○		
3歳		○ (申込者)	○	○	40% (1,400kcal)	概ね4歳児は米飯100g程度、パンなら50g程度が目安です。 (主食を持参の場合は参考にしてください)
4歳		○ (申込者)	○	○		
5歳		○ (申込者)	○	○		

ア) 献立表は月末に翌月分をお渡しします。

イ) 献立表は都合により変更することがあります。その場合はお知らせします。

ウ) 野菜は安全を考慮し、加熱処理をしています。

エ) 食事の時間は年齢に合わせて決めています。

オ) 玄関に給食のサンプルをデジタルフォトフレームにて展示しています。(サンプルは4-5歳児の規定量です。量や大きさは年齢や個人に合わせて提供しています) どうぞご覧ください。

(2) 食物アレルギーの対応について

食物アレルギー源(アレルゲン)とされる食物は広範な食物に及びます。成長期にある乳幼児食から、発育上必要な栄養を安易に除くことの危険性も指摘されています。

このため保育園では次のように対応しています。

ア) 医師が摂取することを禁じている食物を給食で提供することは適切でないため、保育園では医師から「除去食申請に対する主治医意見書」(川崎市様式)がでた場合には、それに基づきアレルゲンとされる食物を除くなど対応をしています。

イ) アレルゲンとされる食物を除く対応をしているお子さんは定期的に医師の診断を受け、症状と医師の指示内容をその都度お知らせください。

ウ) 除去の内容は、毎月の献立に基づき保護者と職員で話し合い、確認します。

エ) 保育園での対応に無理がある場合には、お弁当を持ってきていただくこともあります。

オ) 原因食物の除去を解除する場合も、医師の指示に基づいて行います。

1 1. 健康診断・健康管理について

(1) 健康管理、病気のとときの対応

子どもたちが元気で健やかに成長していけるように、保護者の皆様と保育園が連携して過ごしていきたいと考えています。保育園は低年齢の集団で、病気が蔓延、重症化しやすいので早めの対応をお願いします。

※ご家庭で感染症を発症した際も必ず園にお知らせください。

ア) 朝は受入れの時点で体温が 37.5℃以上ある場合は、お預かりできないこともあります。集団生活ができる状態での登園をお願いします。前日までに発熱や嘔吐、下痢など、いつもと様子が違う時は、必ず受診してから登園してください。解熱剤を使用しての登園はできません。また、転倒、転落により頭を打った場合もお預かりできません。自宅で 24 時間が経過するまで様子をみてください。

(登園の目安) 友達と一緒に園庭遊びや食事が出来るなど、集団生活に支障がない状態。

(その他) 発熱以外にも、機嫌、食欲、睡眠状態、鼻水や目やに、下痢、腹痛、吐き気、嘔吐、発疹などに留意して下さい。

イ) 保育園からの連絡の目安

下記の状態で連絡させていただき、受診をお願いすることがあります。

- ・ 37.5℃以上の発熱で状態を報告させていただき、38.0℃以上の発熱でお迎えをお願いします。
- ・ 目の充血や目やに、下痢や嘔吐、体の発疹、耳の下の腫れ⇒感染症が心配です。
- ・ 咳、腹痛、食欲不振、機嫌不良など。

ウ) 各種健康診断等を実施しています。

項目	対象	内容など
園児健康診断	全園児	年 3~6 回嘱託医が行います。
歯科検診	全園児	年 1 回嘱託歯科医が行います。
身長・体重の測定	全園児	毎月 計測後、お知らせします。

当園の嘱託医、嘱託歯科医

病院名	おかの小児科・アレルギー科	診療科	小児科・アレルギー科
医師名	岡野 裕二		
住 所	川崎市高津区久本 3-2-1 ウェルタワー1F	TEL	044-829-2272

病院名	森山歯科医院	診療科	歯科
医師名	森山 圭介		
住 所	川崎市高津区末長 3-12-12	TEL	044-857-3388

エ) お子さんの体質で気になっていることがある方は、担任までお知らせください。

- オ) 集団生活を始めるにあたり、予防接種などは受けましょう。定期接種だけでなく任意の接種もお勧めしています。また、予防接種を受けた時は担任にお知らせください。登園前に予防接種をする場合は、接種後1時間の経過観察をしてから登園をお願いします。
- カ) 病気の場合は主治医に相談しましょう。
- キ) 病後回復期に家庭で薬を飲んでから登園した場合は担任にお知らせください。
- ク) 楽しく園生活を過ごすために、ご家庭では次のことに気をつけてください。
- ・早寝、早起きを心がけ生活リズムを整えましょう。
 - ・朝食はしっかりとりましょう。
 - ・食後の歯みがきと仕上げみがきを習慣にしましょう。
 - ・爪はこまめに切りましょう。
 - ・衣服や靴は体に合ったサイズものを着用しましょう。

12. 衛生について

(1) 食中毒の予防について

- ア) 食中毒予防のため手洗いの励行をしています。
- イ) 給食業務については福祉保健センターの訪問指導を受けるなど、衛生面に配慮すると共に安全面にも心がけています。

(2) 害虫駆除について

- ア) 厨房や調乳室などは毎日丁寧に清掃をおこない清潔にしています。また定期的に業者による調査と害虫駆除を実施しています。

13. 感染症対策について

(1) 感染症にかかった場合は医師の指示に従ってください。

- ア) 登園停止の病気……下記の疾病の場合は保育園に登園できません。
- イ) 治って登園する場合は医師記載の「医師記入の意見書」が必要です。
- ・表1の病気にかかった時は医師記入の意見書が必要になります。
 - ・表2の病気にかかった時は通院した旨の登園届が必要になります。
 - ・感染症の病気については、「感染症ガイドライン」（こども家庭庁）に基づきます。

(2) 表1 医師が意見書を記入することが考えられる感染症

感染症名	感染しやすい期間(※)	登園のめやす
麻疹(はしか)	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過していること
インフルエンザ	症状が有る期間(発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い)	発症した後5日経過し、かつ解熱した後2日経過していること(乳幼児にあっては、3日経過していること)

新型コロナウイルス感染症	発症後5日間	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過すること ※無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過すること
風しん	発しん出現の7日前から7日後くらい	発しんが消失していること
水痘（水ぼうそう） ・帯状疱疹	発しん出現1～2日前から か 痂皮（かさぶた）形成まで	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	じかせん がっ かせん ぜっ かせん ちょう 耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、 せき 咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）	—	医師により感染のおそれがないと認められていること。 （無症状病原体保有者の場合、 せつ トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である）
急性出血性結膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間が経過していること

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については（－）としている。

（3）表2 医師の診断を受け、保護者が登園届を記入することが考えられる感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること

手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍 <small>ほう かいよう</small> が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍 <small>ほう かいよう</small> の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（りんご病）	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 （ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等）	症状のある間と、症状消失後1週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に1か月程度ウイルスを排出しているので注意が必要）	発熱や口腔内の水疱・潰瘍 <small>ほう かいよう</small> の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
突発性発しん	—	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については（－）としている。

（4）感染症における注意事項

- ア）下痢や嘔吐物がついた衣類、シーツ類は感染拡大防止のため洗わずにお返ししています。
- イ）とびひは患部が出ないように覆ってください。
- ウ）頭じらみは季節に関係なく、帽子や衣類、タオルなどを介して発生します。かゆみを伴いますので、頭をたびたびかいていたら気をつけてみてください。発生した場合は速やかに受診をして、駆除用のシャンプーや専用のくしなどで駆除をお願いします。ご家庭で気づかれた場合、保育園までお知らせください。

（2）（3）の病気が発生した場合、注意喚起のための発生報告を掲示させていただきます。

14. 与薬について

保育園での与薬は原則として行いません。飲み薬、軟膏類、虫パッチ、虫よけスプレーなどもお預かりできませんので、ご協力をお願いいたします。ただし、抗けいれん剤、エピペンのみ川崎市健康管理委員会の承認が得られれば与薬ができます。提出書類がありますので、園長または看護師までお知らせください。 ※ホクナリンテープを貼って登園する場合は必ず職員にお伝えください。テープ自体にお子様の名前の記入をお願いします。

15. 緊急時における対応

保育中に子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、嘱託医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。保護者と連絡が取れない場合には、園児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持って、しかるべき対応を行いますので、あらかじめ御了承願います。

＜近隣の緊急連絡先＞

高津警察署	044-822-0110
高津消防署新作出張所	044-853-0119

16. 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

防火管理者	辻 敦美
消防計画届出年月日	令和5年3月28日
避難訓練	地震、火災、不審者、水害、時間帯や設定を変えて実施
防災設備	消火器、誘導灯、火災報知器、クラス防災用リュックサック、ヘルメット、防災頭巾、ラジオ、防災倉庫（食糧関係、水、トイレ関係、照明関係、避難車、テント、靴、レインコート、サーモマット等）
<p>入園後、『園児引取り届出書』を提出していただき、引き渡しの際は記載してある方のみとなります。万が一の場合にはお迎えをお願いする事もありますので、確実に連絡が出来るよう、連絡先は常に明確にしておいてください。（仕事が休みの時などお知らせください）</p> <p>緊急時はメールの一斉送信にてご連絡をする場合があるため、下記のアドレスを登録して受信可能な状態にしておいてください。また、入園後に皆様のアドレスを登録させていただきます。予定です。</p> <p style="text-align: right;">s-suenaga@bears999.com</p>	

（1）大規模地震発生の注意情報及び警戒宣言が発令された場合

- ア) 警戒宣言が発令されると同時に、解除が発令されるまで、保育園は「休園」になります。
- イ) 保育時間中に発令された場合は、速やかに保護者の方のお迎えをお願いします。
- ウ) やむを得ず、お迎えが遅れる場合は、保育園でお預かりしま

（2）保育時間中に大きな災害が発生した場合

- ア) 原則的には保育園でお迎えをお待ちしています。
- イ) 災害の状況によって、保護者の方に連絡が出来ないことも考えられますので、情報を入手次第、早急にお迎えをお願いします。また、あらかじめ保育園で指定している避難場所や災害時避難場所（地域防災拠点）、広域避難場所に移動することがありますが、この場合は保育園の入り口に掲示します。保育園で決めている避難場所を確認しておいてください。
- ウ) 防災倉庫には災害時に必要な物品や3日分の食料を備蓄しています。
- エ) 不審者侵入等の事件防止対策や対応訓練を実施しています。
- オ) 園庭に『防犯カメラ』を設置して、録画保存出来るシステムを導入しています。また、緊急時には速やかに警察に通報出来るよう、事務所と2階廊下に『110番直結非常通報装置』を設置しています。
- カ) 定期的な園舎の見回りをはじめ、区福祉保健センター、警察署、小学校、地域の方々と連携して、情報交換をしています。

(3) 避難訓練

- ア) 災害時に備えて職員による組織づくりを行い、その役割を分担しています。
- イ) 子どもの発達に応じて避難訓練の目的や意義を理解するように、毎月地震や火災を想定した避難訓練を行います。
- ウ) 消防署と連携して子どもにわかりやすい防災訓練を行います。

地域防災拠点・広域避難場所

第一避難場所	末長小学校	高津区末長 3-8-1
第二避難場所	橘中学校	高津区千年 1300
広域避難場所	市民プラザ	高津区新作 1-19-1

「緊急時ブログ」、「災害用伝言ダイヤル」について

地震・火事・その他災害が起こった場合、**緊急時ブログ**と**災害用伝言ダイヤル**を利用します。どちらも必ず1度試してみてください。

1.緊急時ブログの閲覧方法

園のホームページ (<https://sfg21.com/suenaga/> または yahoo、google で末長こぐま保育園で検索)の右側(スマートフォンの場合は下部)にある「緊急時ブログ」という赤いボタンを押してください。以下の3ステップで緊急時ブログが閲覧できます。



① こちらのボタンをクリック



② パスワードを入力

③ 青いボタン (login) を押す

災害用伝言ダイヤルを聞く方法

以下の3ステップで、末長こぐま保育園からのメッセージを聞く事ができます。

- ① 局番なし「**171**」をダイヤルします。
- ② ガイダンスに沿って、「**2**」を押します。(メッセージを「聞く」際の電話番号)
- ③ ガイダンスに沿って、末長こぐま保育園の電話番号「044-948-6615」を押します。その後、録音日時と、園からのメッセージが流れます。

17. 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	独立行政法人日本スポーツ振興センター 全国私立保育園連盟「ほいくのほけん」
-------	--

独立行政法人日本スポーツ振興センター（学校安全会）【給付の対象となる災害の範囲と給付金額】

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	その原因である事由が保育園の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費 ・医療保険並の療養に要する費用の額の4/10（そのうち1/10の分は、療養に伴って要する費用として加算される分）。ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が定められている。）に「療養に要する費用月額1/10」を加算した額 入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
疾病	その原因である事由が保育園の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、厚生労働省令で定めるもの ・保育園給食等による中毒 ・ガス等による中毒・熱中症・溺水 ・漆等による皮膚炎 ・異物の嚥下又は迷入による疾病 ・外部衝撃等による疾病 ・負傷による疾病	同上
障害	保育園の管理下の負傷及び上欄の疾病が治った後に残った障害（その程度により第1級から第14級に区分される）	障害見舞金 4,000万円～88万円 （登降園中の災害の場合2,000万円～44万円）
死亡	保育園の管理下の事件による死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000万円（登降園中の災害の場合1,500万円）
	突然死 保育園の管理下において運動などの行為が起因あるいは誘因となって発生したもの	死亡見舞金 3,000万円（登降園中の災害の場合1,500万円）
	突然死 保育園の管理下において運動などの行為と関連なしに発生したもの	死亡見舞金 1,500万円（登降園中の災害の場合も同様）

ほいくのほけん（全国私立保育園連盟）【園賠償責任保険・園児団体傷害保険】地震セット

園賠償責任保険 ※相手方への賠償など ※免責金額なし	対人	施設	1名・1事故	10億円
		生産物	1名・1事故	10億円（保険期間中）
	対物	施設	1事故	1,000万円

		生産物	1 事故	1,000 万円（保険期間中）
	見舞金費用		1 名	10 万円
	見舞金費用以外の初期対応費用		1 事故	10 万円
	管理財物補償		1 事故	100 万円
	人格権侵害補償		1 名・50 万円	1 事故・1,000 万円
園児団体傷害保険 ※園児のケガの補償など	死亡・後遺障害		230 万円	
	入院	1 日あたり	3,000 円	
	通院	1 日あたり	2,000 円	
	0 - 157 等 補償		有り	
※保険料につきましては、変更することがあります。				

18. 苦情解決制度（保育サービス改善のためのシステム）

末長こぐま保育園では、日々保護者と連携を取り合い、信頼関係を築いていきたいと考えておりますので、日頃より気になる事、疑問に思う事など、教えていただきたいと思います。保育の質の向上の「気づき」と捉えて、保育に活かしていきます。

（1）目的

ア) 利用者の権利擁護

苦情への適切な対応により、保育サービスに対する利用者への満足度を高めるとともに利用者の権利を擁護します。

イ) 客観性・適正性の確保

苦情を密室化せず、社会性や客観性を確保し、一定のルールに沿った方法で解決を進めることで保育園の信頼を高めるとともに、適正な運営の確保を図ります。

ウ) サービスの改善

利用者からの意見・苦情等を十分配慮して、サービスの改善に活かし、より質の高いサービスの提供を目指します。

（2）苦情の定義

苦情とは、保育園が提供する保育サービスの利用にあたり、利用者（保護者）からの不満・意見・要望などの申し出をいいます。

（3）保育園の苦情受け付け相談の体制

ア) 苦情受け付け担当者は主任、苦情解決責任者は園長です。

利用者（保護者）からの意見、苦情等は随時受け付け、話し合いによる解決に努めます。

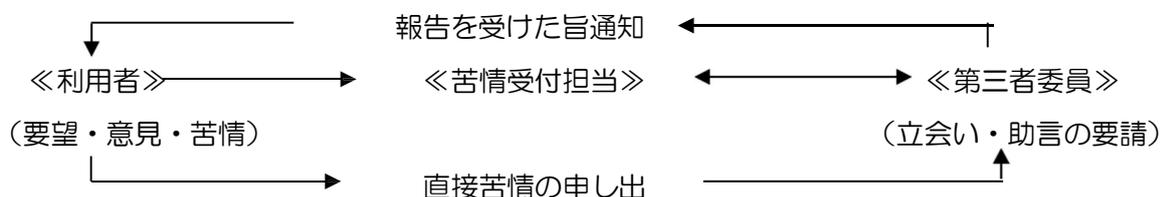
イ) 苦情解決第三者委員は、理事長が委嘱し各園には 2 人の委員がおります。

苦情を申し出た利用者（保護者）や苦情解決責任者の求めに応じ、双方の話し合いへの立ち会い、助言を行います。また、利用者（保護者）は直接第三者委員の方に申し出を行うことができます。

ウ) 法人のホームページから、直接本部に問い合わせることができます。

社会福祉法人尚徳福祉会ホームページ【<http://shoutoku-f.xsrv.jp/>】

(4) 苦情解決のための仕組み



【苦情相談窓口】 要望・苦情に係る窓口を以下の通り設置しています。

相談・苦情受付担当者	(主任) 氏名 長谷 亜紀	電話番号 044-948-6615
相談・苦情解決責任者	(園長) 氏名 辻 敦美	電話番号
第三者委員	小宮 秀樹	電話番号 044-866-3601
		役職・肩書等 民生委員
	吉岡 美穂	電話番号 080-6616-9487
		役職・肩書等 主任児童委員

*受付方法：面接、電話、メールなどの方法により、相談・苦情を受け付けています。

19. 業務の質の評価について

保育所の自己評価	実施方法： 公表方法：掲示や園だよりなどでお知らせします。
外部評価	実施方法： 実施回数：5年(3年)に1回(年・ 年) 公表先：

20. 守秘義務および個人情報の取り扱いについて

当園では、個人情報の取り扱いについて定められた法令などを遵守し、プライバシーに配慮した適切な取り扱いをします。個人情報保護法に基づいて目的以外には使用いたしません。

入園時に提出していただく書類

- ◎児童票
- ◎聞き取り票(問診票)
- ◎健康と生活について
- ◎食物アレルギーチェック表
- ◎口座振込依頼書(口座振替を希望のかたのみ)
- ◎園児引取り人届出書
- ◎主食申込書(幼児クラスのみ)
- ◎個人情報使用同意書

上記の書類は個人情報保護法に基づいて、目的外には使用いたしません。また施設書庫にて保管しております。保育上（写真・ビデオ・園だよりへの掲載など）における個人情報につきましては、あらかじめ確認させていただきます。

21. 虐待の防止について

当園では、子どもの人権擁護および虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施、その他必要な措置を講じるものとします。

22. 午睡について

季節や活動状況と年齢に応じて、子どもの疲労に注意しながら適切な休養がとれるように配慮し、お昼寝をしています。（個々の子ども達の生活のリズム・体調や発達に合わせて昼寝の時間を短くしたり、昼寝をせずに過ごしたりする場合があります。個人差に十分配慮しておこなっています。）

- ・敷布団と敷布団カバーは保育園で用意します。（入所時に番号を決め、卒園まで使用します）
（上掛け用のタオルケット（夏季）やブランケット（冬季）は各家庭でご準備ください。）
※替えの敷布団カバーは園で購入することができます。1枚2,420円（価格の変動あり）。
- ・敷布団カバー及び上掛けは、衛生上毎週末洗濯をお願いします。
- ・お子さんの健康に関すること（睡眠不足を含む）は担任と連絡を取り合い、子どもたちが安定した楽しい生活ができるようにご協力ください。

23. 障がい児保育について

集団生活を通して健全な発達が図られるように、日頃からノーマライゼーションの精神に基づいて「共に育ち合うことの大切さ」が実感できる保育を心がけています。

- ・一人一人の発達や障がいの状況を把握し、職員と保護者との連携を密にして取り組みます。
- ・必要に応じて専門機関からの指導や助言を受けながら対応に当たります。

24. 地域の育児支援について

通常の保育には支障が生じないように配慮しながら、地域子育て支援をおこなっています。

◆園庭開放

月～金曜日 11:30～14:00

◆あそびの広場（申込み制）

年9回第4火曜日 10:00～11:00

テーマを決めておこなっています。

◆育児相談（随時）

子育てで気になること悩んでいることなどご相談ください。

電話、来園どちらでも結構です。

その他

- ・実習生・ボランティアの受け入れ

保育園では、保育士、看護師等養成のため学生の実習及びボランティア活動を受け入れています。

- ・中学生、高校生の職業体験の受け入れ
職業体験として、学生を受け入れ指導しています。

25. 保護者に用意していただくもの

(1) 入園時にご用意いただくもの

No	持ち物	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	備考
1	通園カバン				1	1	1	出し入れしやすいリュック（遠足にも使用しますので、ある程度の大きさがあるもの）
2	連絡ノート	1	1	1	1	1	1	保育園で準備します。（費用負担はありません） 《連絡ノートばさみについて》 希望者は園で購入できます。（1冊400円）
3	汚れ物入れ （衣類用）	1	1	1	1	1	1	スーパーの大きいビニール袋など
4	着替え （肌着を含む）	4	4	4	3	3	3	必要に応じて3～4枚ずつ用意してください。 （0歳児クラスはスタイも3～4枚ご用意ください）
5	紙オムツ	個人差がありますので、担任と相談してください。（紙オムツ、紙パンツには、お尻側に名前を記入してください。毎日点検し補充してください）						
6	お尻ふき	○	○	○				乳児クラスのお子さんは乾燥しない状態でご用意ください。なくなれば補充をしてください。
7	（午睡用上掛け）	1	1	1	1	1	1	（夏季はバスタオル、冬季はブランケット等）
8	避難靴（屋上用靴）	1	1	1	1	1	1	避難（訓練）の際や屋上に行く時に使用しますので、1足ご用意ください。
9	外遊び用靴				1	1	1	戸外活動の際、使用します。
10	外遊び用上着	1	1	1	1	1	1	季節に応じて使用します。お持ちいただく時は担任よりお知らせいたします。フードやコードの無いものをご準備ください。

*使用済みオムツは園で処分します。

*持ち物は、見やすいところにはっきりと氏名を書いてください。

*手拭きタオル（室内用・トイレ用）は、園でペーパータオルを用意します。

(2) 毎日持参いただくもの

乳児クラス持ち物

【毎日持ってくる物】

	乳児クラス（0・1・2歳児）
おむつ	補充分
汚れもの入れ袋（大）	1枚（30×40cm位）
着替え	1セット（上着、ズボン、肌着）、補充分
お知らせばさみ・連絡帳	保育園で準備

【保育園に置いておく物】

	(大体の目安)
肌着	2~3枚
ズボン	2~3枚
Tシャツ等(上着)	2~3枚
おむつ	7枚位
お尻拭き	1パック

- めろん組はおむつの外れ具合によって布パンツもお願いします。
- 衣服等を持ち帰ったら翌日に補充してください。
- 季節にあった着脱しやすい衣服を用意してください。

★全ての持ち物に名前をはっきりと大きく書いてください。

幼児クラス持ち物

【毎日持ってくる物】

	幼児クラス(3・4・5歳児)
着替え(補充分)	上着、ズボン、肌着等
汚れもの入れ袋(大)	1枚(30×40cm位)
お知らせさみ・連絡帳	保育園で準備

- 常時、保育園に衣服等2組(上下、肌着等)を置いておき、持ち帰ったら翌日に補充をしてください。
- 季節にあった着脱しやすい衣服を用意してください。

★全ての持ち物に名前をはっきりと大きく書いてください。

【連絡帳について】

- その日の活動の様子や写真を掲示して、職員が口頭で様子をお伝えしますので、「連絡帳」は必要な事項を毎日、記入してお持ちください。
- ★ 土曜日に登園される方は火曜日迄にお知らせください。

【登園時の支度等について】

- 乳児は保護者が支度をします。幼児は子どもが自分で支度をします。
- 職員が連絡事項(健康等)を伺います。

【降園時の支度等について】

- お帰りの際には保護者が汚れ物等の確認をしてください。
- 門扉、玄関および階段入口の鍵は危険防止の為、その都度必ず閉めてください。
- 「ホワイトボード」や掲示物には連絡事項が記載してありますので、必ずご覧ください。

(3) 服装について

- 衣服や靴は着たり脱いだりしやすく、動きやすいものをご用意ください。
また、さまざまな活動をしますので汚れてもよい服や靴をお願いします。
- スカートは大きなけがになりやすいので、ズボンやスパッツの着用をお願いします。
- 危険防止のため、フードやひも付きの服やつなぎ型ズボンはやめましょう。

- ・長い髪の毛は装飾のないゴムで結びましょう。

(4) その他ご用意いただくもの

- ・年齢や季節によって変わりますので。随時お知らせいたします。

26. 保育園と保護者との連携

保護者と保育園は常に連絡を十分に図り、コミュニケーションをとりながら保育をすすめていきます。心配なこと、わからないことはいつでも園長または担任にお尋ねください。また、行事への参加や懇談会、保育参加、個人面談などを通してお子さんの成長発達とともに喜びあっていきたいと思えます。保育園からの連絡は、「園だより」などの配布物や掲示などでお知らせします。

- ・日々の出来事は、口頭、連絡ノート、フォトフレーム、ホワイトボードなどでお知らせします。また、3ヶ月ごとに15枚程度、保育の様子を撮影した写真をお渡ししています。保育参加、保育参観も随時受け付けています。
- ・同世代の子どもたちと活動する集団での生活には、保育園として十分注意をしています。状況を見ながら保護者の方にお伝えします。
- ・緊急時に備えいつでも連絡が取れるよう、住所、勤務先、電話番号などに変更がある場合は必ずお知らせください。

27. 様式

- (1) 同意書
- (2) 意見書（医師記入）
- (3) 登園届（保護者記入）

重要事項説明書 同意書

当園における保育・教育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき
重要事項の説明を行いました。

保育園名 : 末長こぐま保育園

所在地 : 川崎市高津区末長3丁目25番5号

説明者職名 : 施設長 辻 敦美

私は、書面に基づいて末長こぐま保育園の利用にあたっての重要事項の
説明を受け同意しました。

年 月 日

保護者住所 :

児童氏名 :

保護者氏名 : 印 (署名でも可)

児童から見た続柄 :

<意見書（医師記入）>

意見書（医師記入）

末長こぐま保育園園長 殿

入所児童氏名 _____

_____ 年 _____ 月 _____ 日 生

(病名) (該当疾患に☑をお願いします)

<input type="checkbox"/>	麻しん（はしか）※
<input type="checkbox"/>	インフルエンザ※
<input type="checkbox"/>	新型コロナウイルス感染症※
<input type="checkbox"/>	風しん
<input type="checkbox"/>	水痘（水ぼうそう）・帯状疱疹
<input type="checkbox"/>	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）
<input type="checkbox"/>	結核
<input type="checkbox"/>	咽頭結膜熱（プール熱）※
<input type="checkbox"/>	流行性角結膜炎
<input type="checkbox"/>	百日咳
<input type="checkbox"/>	腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）
<input type="checkbox"/>	急性出血性結膜炎
<input type="checkbox"/>	侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）
<input type="checkbox"/>	溶連菌感染症

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

_____ 年 _____ 月 _____ 日 から登園可能と判断します。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

医療機関名 _____

医師名 _____

※必ずしも治癒の確認は必要ありません。意見書は症状の改善が認められた段階で記入することが可能です。

※かかりつけ医の皆さまへ

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症について意見書の記入をお願いします。

※保護者の皆さまへ

上記の感染症について、子どもの病状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、この「意見書」を保育所に提出して下さい。

<登園届（保護者記入）>

登 園 届 （保護者記入）

末長こぐま保育園園長 殿

入所児童名 _____

_____ 年 _____ 月 _____ 日 生

（病名） （該当疾患にをお願いします）

<input type="checkbox"/>	マイコプラズマ肺炎
<input type="checkbox"/>	手足口病
<input type="checkbox"/>	伝染性紅斑（りんご病）
<input type="checkbox"/>	ウイルス性胃腸炎 （ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等）
<input type="checkbox"/>	ヘルパンギーナ
<input type="checkbox"/>	RSウイルス感染症
<input type="checkbox"/>	突発性発しん （インフルエンザ）
<input type="checkbox"/>	（新型コロナウイルス感染症）

（医療機関名） _____ （ _____ 年 _____ 月 _____ 日受診）において
病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので
_____ 年 _____ 月 _____ 日より登園いたします。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

保護者名 _____

※保護者の皆さまへ

保育所は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけ医の診断に従い、登園届の記入及び提出をお願いします。